



令和元年の地方公共団体における 「ゆう活」の取組について



令和元年11月1日
総務省

地方公共団体における「ゆう活」の取組①

令和元年における「ゆう活」実施の要請等

- 1 「地方公務員における女性活躍・働き方改革推進のためのガイドブック」にて事例を紹介**（H31.3 地方公共団体に周知）
（例）●朝型勤務の実施
●係を超えた人員配置及び応援体制の構築
- 2 「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組を行うよう依頼**（R1.5.17公務員部長通知）
 - 「ゆう活」は、多くの団体から時間外勤務の縮減に効果があるとの評価がなされている
 - 時間外勤務縮減は、職員の心身の健康維持や過労死等の防止はもとより、質の高い行政サービスを提供するためにも重要
 - 長時間労働の是正を始めとする働き方改革について地域社会をリードする役割をご認識いただきたい
 - 未実施の団体にあっては、地域の実情に即しつつ、まずは実践していただきたい
- 3 地方公共団体の人事担当課長等が出席する各種会議等において、積極的な取組を要請**
 - 全国都道府県財政課長・市区町村担当課長合同会議（H31.4.17開催）
 - 勤務条件等調査ヒアリング（R1.6実施）
 - 令和元年度地方財政連絡会議（R1.7開催）
 - 全国人事委員会事務局長会議（R1.8.21開催）
 - 全国人事担当課長・市町村担当課長会議（R1.8.22開催）

令和元年の実施結果

- 都道府県：47団体（朝型勤務 41団体、定時退庁促進等 5団体、その他取組 1）
 - 政令指定都市：20団体（朝型勤務 10団体、定時退庁促進等 9団体、その他取組 1）
 - その他の市区町村：692/1721団体（朝型勤務142団体、定時退庁促進等521団体、その他取組29）
- ※ 平成30年度は572団体

<定時退庁促進等>

- ・超過勤務を朝に実施
- ・20時一斉消灯の実施
- ・幹部職員による巡回
- ・所属別の時間外勤務縮減目標の設定
- ・夏季休暇取得促進 等

<その他取組>

- ・時差出勤（早出遅出勤）制度の実施
- ・フレックスタイム制の試行
- ・業務改善研修の実施 等

地方公共団体における「ゆう活」の取組②

令和元年度の地方公共団体の取組概要

「ゆう活」の取組（昨年度の取組から工夫した点・充実した点等）

（1）職員が「ゆう活」に取り組みやすいような工夫（実施期間・対象の拡大など）

- 朝型勤務のパターンを拡大（2パターン⇒4パターン）、実施期間の拡大（7月～9月⇒6月～10月）
- 対象職員の拡大（特定の部署⇒窓口職場も含めた全所属）
- 申請期限の緩和（1週間前まで⇒前日まで）など、実施しやすいよう工夫
- 会議等は16時15分以降は行わないことをさらに徹底

（2）窓口職場・交代制勤務職場での実施

- 来庁者への周知や、対外的に一目で分かりやすいように、記名章及び机上に朝型勤務を実施している旨を掲示
- 休暇取得計画書を活用してゆう活の実施予定を記入し、各所属において計画的な実施を呼びかけ
- 所属長のマネジメントにより、職員のゆう活利用希望日や窓口の状況を把握した上で、業務に支障が生じない最低限の勤務職員数や割合を設定して積極的に実施

（3）その他

- フレックスタイム制度の始業時間について、幅広く設定（朝6時15分から始業可能 通年実施）
- 1時間の年次休暇取得による早期退庁を奨励
- 「働き方チャレンジ期間」を設け在宅勤務及びサテライトオフィス勤務を試行実施 等

定時退庁促進の取組（主なもの）

- プレミアムフライデーに合わせ、毎月最終金曜日を「一斉定時退庁日」に設定
- 毎週水曜日を定時退庁日（ノー残業デー）とし、全職員のパソコンに定時退庁を促すメッセージを一斉配信
- 勤務時間終了後15分以内の一斉消灯（緊急の場合等やむを得ない場合は、所属長が部長の了承を得る）
- 16時以降の会議や作業依頼を原則禁止
- 各部局の幹部職員が職場巡回し定時退庁を促す 等

地方公共団体における「ゆう活」の取組③

実施団体等の主な意見（評価・課題等）

評価

（１）ワークライフバランスの実現

＜職員側の意見＞

- ・子どもとふれあう時間や、趣味に費やす時間が増えるなど、リフレッシュ・精神的なゆとりにつながり、ワークライフバランスについて考える機会となった。
- ・通勤の際に朝夕の渋滞を避けることができ、通勤時のストレス緩和につながった。
- ・「ゆう活」と「あさ活」が両方あると子育て世代は助かる。

＜人事当局側の意見＞

- ・勤務時間に制約のある職員の働き方を職場全体で考える契機となり、働き方改革のきっかけとしても有効。
- ・職員が自身の生活スタイルに合わせた働き方を選択しやすくなり、ワークライフバランスの推進につながっている。

（２）業務の効率化、時間外勤務の縮減

＜職員側の意見＞

- ・来庁者や電話もなく、集中して仕事に取り組むことができ、業務効率が上がった。
- ・早期退庁を意識するようになり、より効率的な業務遂行を心掛けるようになった。

＜人事当局側の意見＞

- ・職員が各自の状況に合わせ多様な勤務時間を設定できるため、職員の士気向上や事務の効率化につながっている。
- ・毎年の取組により全職員が定時退庁を意識する雰囲気醸成や管理職のマネジメントに対する意識付けとなっている。

課題

＜職員側の意見＞

- ・窓口業務の多い部署では、実施することで他の職員への負担が増えるため、実施しにくい。
- ・空調等の勤務環境の整備が課題。

＜人事当局側の意見＞

- ・出退勤把握の労務管理が煩雑になること、空調やシステムの稼働時間への対応が必要。
- ・窓口職場では、朝型勤務を実施した職員が退庁する夕方以降、体制が手薄になることへの対応が必要。
- ・職場の事業内容や職員構成により、参加に偏りがあった。

「令和元年度の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について」の概要

（令和元年5月17日付け総務省自治行政局公務員部長通知）

- 長時間労働の是正を始めとする働き方改革は、官民や国地方を問わず、我が国の重要な政策課題。
- 職員の長時間労働の是正やワークライフバランスの推進について地域社会をリードする役割を果たしていただくため、「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組に積極的に取り組んでいただきたい。

（略） 長時間労働の是正を始めとする働き方改革は、官民や国地方を問わず、我が国の重要な政策課題となっておりますが、「ゆう活」を実施した団体からは、「職員の士気向上や業務効率化、時間外勤務縮減につながった」などの評価がなされています。

こうした時間外勤務縮減は、職員の心身の健康維持や過労死等の防止はもとより、質の高い行政サービスを提供するためにも重要なものであります。

このため、各団体におかれては、職員の長時間労働の是正やワークライフバランスの推進について地域社会をリードする役割を果たしていただくため、下記の事項に留意のうえ、「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。併せて、職員の時間外勤務縮減に向けた取組をより一層推進していただくようお願いいたします。（略）

1. 「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施について

（1） 令和元年度の「ゆう活」の取組について、これまで未実施であった団体にあつては、地域の実情に即しつつ、まずは実践されたいこと。また、これまでに実施した団体にあつては、昨年度までの実施結果を踏まえ、更に充実した取組を実施されたいこと。（略）

2. 「ゆう活」を契機とする職員の時間外勤務縮減及び年次休暇の取得促進について

時間外勤務縮減や年次休暇取得促進等についても、時間外勤務命令の上限設定等を踏まえ、「ゆう活」と併せて積極的に取り組んでいただきたいこと。

3. 職員の心身の健康維持について

時間外勤務の縮減は、職員一人ひとりが心身ともに健康な状態で職務に従事することや過労死等の防止にも繋がるものであることから、職員が家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

4. 東京2020大会の交通需要マネジメント推進に向けた取組について

東京2020大会の交通需要マネジメント推進に向けた試行における集中取組期間においては、当該取組エリアに通勤する国家公務員は、朝の混雑時間帯の出勤回避（テレワーク、フレックスタイム制、休暇の取得等）を優先することとしているので、参考にすること。

5. 「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施状況についてのフォローアップ

総務省では、令和元年度の地方公共団体における「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施結果等についてフォローアップを行う予定であるので、留意いただきたいこと。